

業務委託契約書(案)

1 委託業務名	第9期吹田健やか年輪プラン (吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) 策定支援業務
2 場所	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所
3 履行期間	令和4年10月1日から 令和6年3月31日まで
4 業務委託料	金●●●●●●●●●●円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●円) 年度別内訳 令和4年度 ●●●●●●●●●●円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●●●円) 令和5年度 ●●●●●●●●●●円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●●●円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第2条第1項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免除 (第2条は適用除外)
6 適用除外条項	なし

上記の第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)策定支援業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年●月●●日

発注者 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地

商号又は名称

代表者

(総 則)

- 第1条 受注者は本業務に係る管理責任者を定め、別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、責任を持って本業務を行い、仕様書記載の成果品を頭書の納入場所に納入するものとする。
- 2 受注者は発注者から委託された業務について発注者と緊密な連携をはかり、円滑に業務を遂行するものとする。
- 3 受注者の作成する業務工程表は、発注者に申し出てその内容に対して了承を受けるものとする。

(契約保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第5号に掲げる保証を付した場合において、この契約の締結と同時に締結する履行保証保険契約（以下この項において「当初保険契約」という。）の保険期間が頭書の履行期間の全部でないときは、受注者は、当初保険契約の満了のときまでに、当該保険期間の末日の翌日から頭書の履行期間の末日までの期間に係る履行保証保険を締結し、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。この場合において、保険金額は当初保険契約の保険金額と同額とする。

(指示等)

- 第3条 受注者は、仕様書に基づき、業務を遂行するものとする。
- 2 仕様書に明記されない仕様又は本業務の細部の部分的な修正及び発注者の都合により委託業務を一時中止又は終了する必要があるときは、双方協議して定める。また、仕様書の修正によって工程の追加若しくは削除が発生し、委託料及び納期を変更する必要があるときも、双方協議して定める。

(特許権等の使用)

- 第4条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務責任者等)

- 第5条 受注者は、業務責任者等を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者又は業務責任者等は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の業務責任者等について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は双方協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(関係書類の検査・閲覧及び報告義務)

第10条 発注者は、必要と認めるときは検査のため、本業務に係る受注者の所有する資料、その他関係書類を閲覧することができる。

2 受注者は、発注者の請求があった場合は、いつでも本業務の進捗状況を報告しなければならない。

(資料等の受渡し場所)

第11条 この契約に係る資料等の受け渡し場所は発注者の指定する場所とする。

(権利・義務の譲渡等)

第12条 この契約によって生じる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、そ

れぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第18条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第18条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（業務完了の報告・確認・引渡し）

- 第14条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに、仕様書記載の成果品一切を納品しなければならない。
- 2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
 - 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第15条 受注者は、受託業務完了届を提出し、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（部分引渡し）

- 第16条 成果品について、第14条において業務の完了に先立って引渡しを受け、当該部分の業務が完了したときは、第14条第1項中「委託業務が完了」とあるのは「委託業務を部分完了」と、「受託業務完了届とともに、仕様書記載の成果品」とあるのは「受託業務完了届とともに、部分成果品」と、第14条第2項、第15条第1項中「受託業務完了届」とあるのは「受託業務部分完了届」と、「業務委託料」とあるのは「部分業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用された第15条第1項の規定により請求することができる部分業務委託料及び支払予定時期については、次の各号に掲げる。
 - (1) 令和4年度に支払う部分業務委託料は、●●●●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●円）、支払予定時期は令和5年5月（令和5年3月引渡し予定）とする。
 - (2) 令和5年度は、契約金額から支払済みの部分業務委託料を控除した●●●●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●円）を支払い、その支払予定時期は令和6年5月（令和6年3月引渡し予定）とする。
なお、各年度に支払う業務委託料に含まれる消費税及び地方消費税に端数が生じる場合は、令和5年度の支払において調整する。

（権利の帰属）

- 第17条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第18条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第19条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第18条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第13条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第18条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第18条、第18条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除すること

ができる。

- (1) 第6条の規定により委託業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第20条 受注者が、この契約に関して、第18条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第18条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第18条、第18条の2又は第18条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
 - 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報保護条例、吹田市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守す

るとともに、個人情報保護のため別に掲げる「個人情報保護取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講ずる個人情報漏えい等の防止措置について、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等を発注者に対し報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第25条 受注者は、本業務を遂行するうえで、事故等の発生により契約の履行に支障が生じ、又は、生じると認めるときは、速やかに事由を付して発注者に報告しなければならない。この場合の措置については、発注者の指示に従わなければならない。

(法令上の責任)

第26条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第27条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約履行の原則)

第28条 発注者及び受注者は信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(従業員研修)

第29条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(補則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、双方協議して定める。